

件名	愛媛県企業立地資金貸付基金条例の一部を改正する条例
主管課	企業立地推進室
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>基金による企業立地資金の貸付期間を延長することに伴う改正 (貸付条件)</p> <p>第4条 基金の貸付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 貸付利率 無利子</p> <p>(2) 貸付期間 <u>10年以内</u> (2年以内の据置期間を含む。)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"><u>15年</u></p>	
施行日	平成21年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 企業立地資金貸付制度の概要</p> <p>貸付基金の原資 電源立地地域対策交付金 (積み立て額 6億円 + 運用益 約7千5百万円)</p> <p>貸付方法 県内の金融機関が企業に融資を行う際に、県が当該金融機関に無利子で貸付資金の一部 (4分の1以内) を貸し付ける。</p> <p>融資の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資対象地域 旧関前村、旧津島町、上島町及び愛南町を除く県下全域 (発電用施設の所在及び隣接市町並びにこれらの地域から1時間程度の通勤圏)</li> <li>・融資の要件 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 中小企業 (優先)</li> <li>2 対象業種 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、卸売業、情報サービス業、試験研究所、知事が特に適当と認める業種</li> <li>3 雇用の条件 <u>地元住民を3人以上雇用すること</u> (改正前: 5人以上かつ新規雇用者の20%以上雇用)</li> <li>4 融資を受けたときから3年以内に操業を開始することが確実であること</li> </ol> </li> <li>・融資対象事業 工場等の新增設に伴う設備資金 (土地、建物を含む。)</li> <li>・融資限度額 融資対象事業経費の10/10以内 <u>限度額5億円</u> (知事の特認で10億円まで)</li> <li>・融資利率 平成20年12月現在 2.0%</li> <li>・融資期間 <u>15年以内</u> (据置期間2年以内を含む。 ) (改正前: 2億円) (改正前: 5億円)</li> </ul> <p style="text-align: center;">↑</p> <p style="text-align: center;">(改正前: 10年以内)</p> <p>2 貸付実績 昭和60年以降 23件 583,750千円 (基金)</p>	